

● 所得額計算式（令和3年度6月分以降対応）

次の計算式により算出した所得金額（A）と上記各扶養親族等の数（B）に応じた限度額を比較します。

児童手当法の定める所得金額 (A)	=	下記の合所額(所得額)		-	下記の合計額(控除額)	
		総所得金額－10万円(給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円未満の場合はその額)			一律控除(8万)	8万
		退職所得金額			障害者控除(27万)	
		山林所得金額			特別障害者控除(40万)	
		土地等に係る事業所得等の金額			寡婦控除(27万)	
		長期及び短期譲渡所得の金額 ※租税特別措置法に定める特別控除後の譲渡所得金額			ひとり親控除(35万)	
		先物取引に係る雑所得等の金額			勤労学生控除(27万)	
		条約適用利子等の額			雑損控除(実額)	
		条約適用配当等の額			医療費控除(実額)	
					小規模企業共済等掛金控除(実額)	
扶養親族等の数(B)						
人						